

西条市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない西条市の実現を目指して～
(平成31年度～平成35年度)

平成31年3月

愛媛県西条市

「誰も自殺に追い込まれることのない西条市」の実現を目指して



全国の自殺死亡者数は、平成 10 年以降、14 年連続で 3 万人を超えました。この間、平成 18 年には「自殺対策基本法」が制定され、自殺は個人の問題から社会的な問題であるとの認識の下、様々な対策が講じられた結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として 2 万人を超えています。

平成 28 年 4 月、自殺対策基本法が改正され、平成 30 年度までに、全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務づけられました。

平成 29 年 3 月、愛媛県では県民の心の健康の保持・増進と関係機関の連携・協働により、孤立を防ぎ、支え合うことができる「県民がこころ健やかに暮らせる地域づくり」に向け、「愛媛県自殺対策計画」が策定されました。

本市では、市内の全事業の中から、「生きることの支援」に関する事業の棚卸しを行い、ニーズや課題を捉えたうえで、既存の事業を最大限活かし、全市的に「生きることの包括的支援」を推進していく「西条市自殺対策計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であると認識し、すべての市民が連帯感を持ち、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない西条市」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、西条市健康づくり推進協議会の皆様をはじめ、関係者の方々、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

西条市長 玉井 敏久

目次

西条市自殺対策計画

第1章 計画の概要 7

- 1 計画策定の目的
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の期間
- 4 計画の位置付け
- 5 計画の目標
- 6 西条市における自殺対策の取り組みの経緯
- 7 自殺対策の基本的な考え方
- 8 自殺対策の基本方針

第2章 西条市の現状と課題 13

- 1 自殺者の推移
- 2 性別・年齢別の特徴
- 3 勤務・経営の特徴
- 4 性別・年代別の就労状態、同居人の有無
- 5 自殺者における未遂歴の有無
- 6 自殺の原因(危機経路)
- 7 若年層の自殺の現状

第3章 いのち支える自殺対策への取り組み 基本施策 …… 23

基本施策 1 住民への啓発と周知

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

- 1) さまざまな職種を対象とする研修の実施
- 2) 市民を対象とした研修による人材育成
- 3) 学校教育に関わる職員の人材育成
- 4) 自殺対策従事者、関係者間の連携調整の担当者への
心のケアの推進

基本施策 3 地域におけるネットワークの強化

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

- 1) 居場所づくり
- 2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

評価指標

第4章 いのち支える自殺対策への取り組み 重点施策 …… 33

重点施策 1 高齢者対策

- 1) 包括的な支援のための連携推進
- 2) 地域における要介護者に対する支援
- 3) 高齢者の健康不安に対する支援
- 4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 5) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

重点施策 2 生活困窮者・無職者・失業者対策

重点施策 3 勤務・経営対策

第5章 いのち支える自殺対策への取り組み 関連事業施策 … 41

関連事業施策 1 自殺未遂者及びその親族等の支援

関連事業施策 2 自死遺族等の支援

第6章 自殺対策の推進体制 …………… 45

1 計画の周知

2 推進体制

3 進行管理

西条市自殺予防対策庁内連絡会名簿

第1章

計画の概要



第 1 章

西条市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない「西条市」の実現を目指して～
計画の概要

1 計画策定の目的

西条市では「ひとがつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を目指すべき将来都市像としながら、新たに「創ろう、最上のまち、西条を！」をまちづくりのスローガンとして、第 2 期西条市総合計画(平成 27 年度～平成 32 年度)を策定しました。

その基本理念のひとつに、「健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり」を掲げています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

西条市では、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆を深めていく中で、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない『西条市』の実現」を目指します。

2 計画策定の背景

日本の自殺死亡者数は、平成 10 年以降、14 年間連続で毎年 3 万人を超えていました。平成 18 年に国が策定した自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の年次推移は、減少傾向となるものの、現在でも 2 万人を超える水準となっています。

他国との比較では、主要先進 7 か国における人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、わが国が最も高くなっており、10 歳代後半から 30 歳代の死因の第 1 位が自殺となっています。児童や生徒など若年世代の自殺も、深刻な状況に変わりありません。

そこで、平成 28 年 4 月自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの対策をさらに推進することとされました。

今後さらに自殺対策の推進を図るため、西条市における自殺の実態を把握し、その特性に応じた西条市自殺対策計画を策定します。

西条市の自殺対策計画における基本認識

- ❖ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- ❖ 年間自殺者数は横ばいで推移しており、自殺対策は継続して取り組むべき課題である
- ❖ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

3 計画の期間

本計画の目標年次は、自殺総合対策大綱の改定が 5 年を目安に見直しをすることから、計画

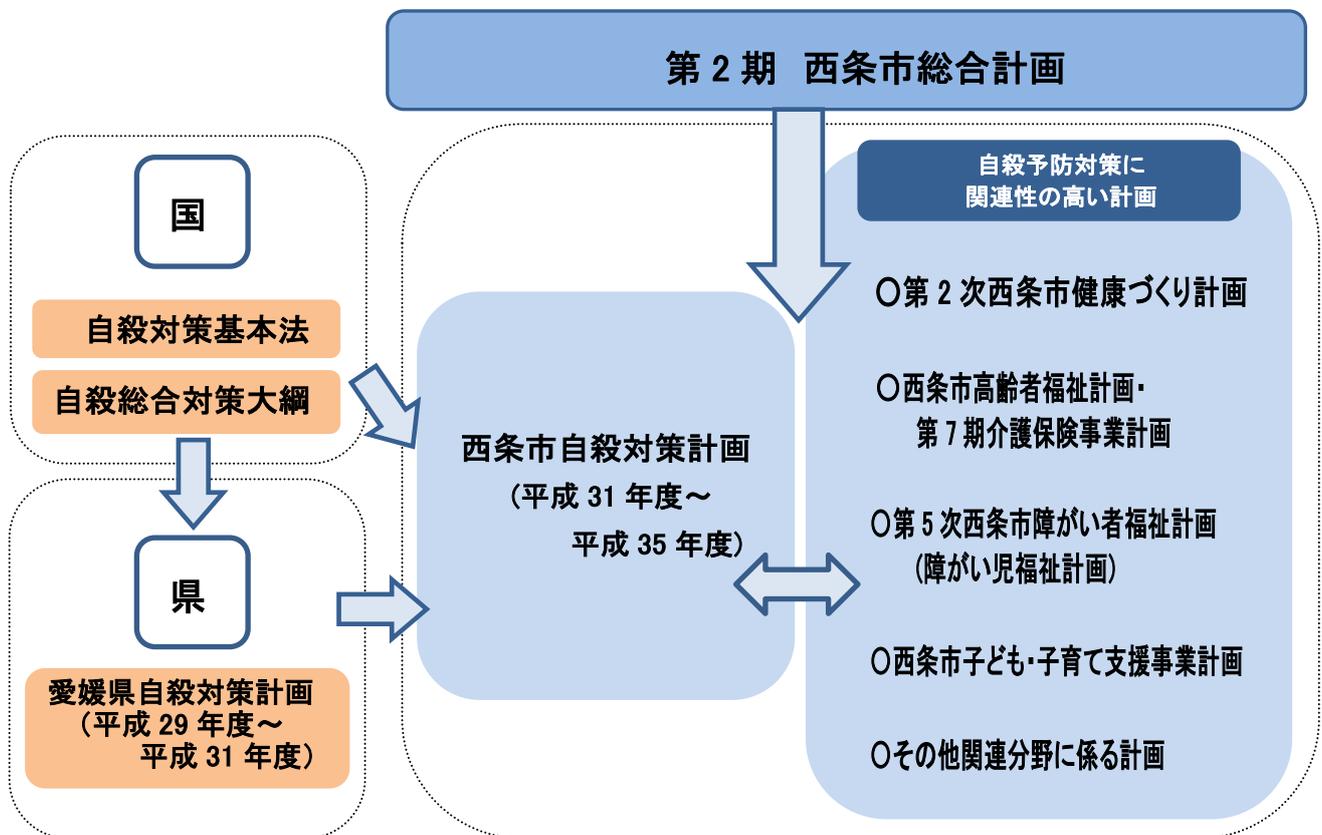
の期間は平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

4 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定される計画となります。

また、本計画は、健康、医療、福祉等に関する基本的な指針である、第 2 期西条市総合計画を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない『西条市』の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、さまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。そのため、関連する法律や各種計画との十分な整合を図っていきます。



5 計画の目標

【目標】平成 35 年(2023 年)の自殺死亡率^{※1}を平成 28 年(2016 年)と比べて、減少させることを目指します。

【目標の算出根拠】計画策定の目的のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「誰も自殺に追い込まれることのない『西条市』の実現」です。そうした社会の実現に向けて、対策を進

^{※1} 自殺死亡率:人口 10 万人当たりの自殺者数

める上での目標などを定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果をあげているのかなど、取り組みの成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「平成 38 年(2026 年)までに、自殺死亡率を平成 28 年と比べて 30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

西条市においては、平成 28 年(2016 年)の自殺死亡率は、22.3 であり、平成 38 年(2026 年)の目標とする自殺死亡率を減少させることを目標として掲げます。

6 西条市における自殺対策の取り組みの経緯

西条市における自殺対策の取り組みは、精神保健活動の一環として実施していました。

平成 23 年度からは、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用した普及啓発事業として、自治体職員の研修会や、相談窓口である民生委員、自治会長、健康づくり推進員を対象とした研修会を実施しました。

平成 24 年度からは、民生委員、健康づくり推進員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施や、啓発用媒体を作成し、市内全戸配布するなど、普及啓発にも努めました。また、自殺予防対策庁内連絡会を設置し、現在も、全庁で多分野にわたる関係者の連携体制整備に取り組んでいます。

平成 25 年度には、県から提供される西条市の自殺統計データ等を用いて、人材育成、相談支援について自殺予防対策の充実を図ってきました。

平成 27 年度からは、学校保健等と連携した若年層対策や、自殺未遂者等への適切な支援に向けた連携体制の整備に取り組んでいます。

事業計画(平成 23 年度～29 年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対面相談事業	保健所主催 精神保健相談に同席	こころの相談日	こころの相談日	こころの相談日	こころの相談日	こころの相談日
人材養成事業	研修会開催	研修会開催	研修会開催(対象別)	研修会開催(対象別)		
	ワークショップ開催 (外部講師)	ワークショップ開催 (外部講師)	ワークショップ開催 (内部講師)	ワークショップ開催 (内部講師)	ワークショップ開催 (内部講師)	ワークショップ開催 (内部講師)
	研修会参加	研修会参加	研修会参加	研修会参加	研修会参加	研修会参加
	ゲートキーパー 養成講座	ゲートキーパー 養成講座	ゲートキーパー 養成講座	ゲートキーパー 養成講座	ゲートキーパー 養成講座	ゲートキーパー 養成講座
			ゲートキーパー スキルアップ講座 (前年度までの受講者)	ゲートキーパー スキルアップ講座 (前年度までの受講者)	ゲートキーパー スキルアップ講座 (前年度までの受講者)	ゲートキーパー スキルアップ講座 (前年度までの受講者)
	庁内連絡会	庁内連絡会	庁内連絡会	庁内連絡会	庁内連絡会	庁内連絡会
普及啓発事業	講演会	啓発用グッズ配布	啓発用グッズ配布	図書館ロビー展	図書館ロビー展	図書館ロビー展
	啓発用媒体配布 (全戸配布)	啓発用媒体配布 (全戸配布)	啓発用媒体配布 (全戸配布)	啓発用媒体配布 (随時)	啓発用媒体配布 (随時)	啓発用媒体配布 (随時)
若年層 対策事業				啓発用媒体配布 〔・中学生 ・産婦〕	啓発用媒体配布 〔・中学生 ・産婦〕	啓発用媒体配布 〔・中学生 ・産婦〕
				ワークショップ開催 (教職員対象)	ワークショップ開催 (教職員対象)	ワークショップ開催 (教職員対象)

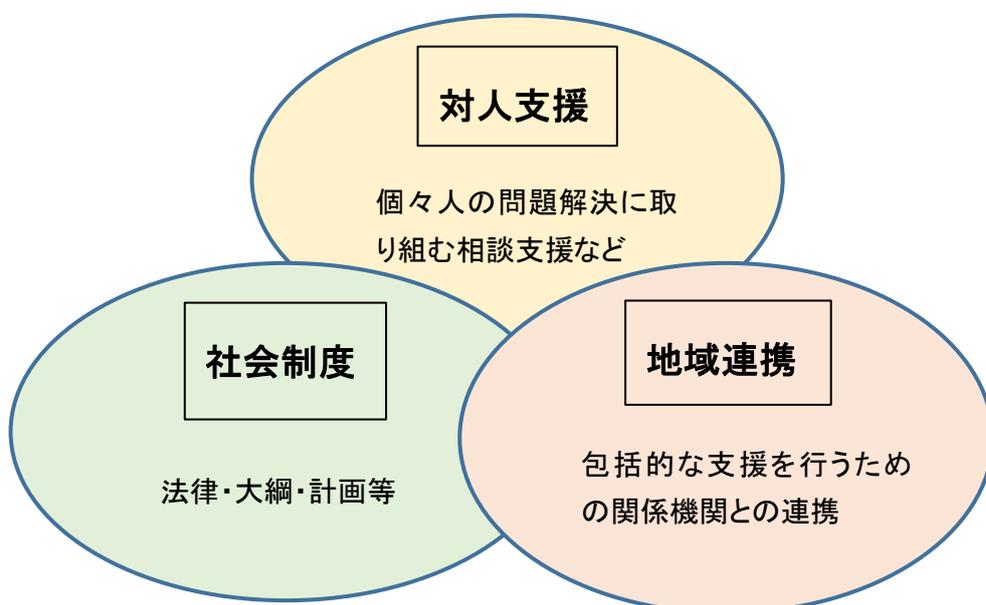
7 自殺対策の基本的な考え方

1. 自殺対策における連携の考え方

「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、西条市全体の自殺リスクを低下させます。

自殺対策に係る個別の施策は、「対人支援」「地域連携」「社会制度」の3つのレベルを総合的に推進するものとします。

誰も自殺に追い込まれることのない「西条市」の実現



8 自殺対策の基本方針

西条市の実態や課題を整理する中で、自殺総合対策大綱で国が示した5つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

～自殺総合対策の基本方針(自殺総合対策大綱より抜粋)～

① 生きることの包括的な支援として推進する

〈社会全体の自殺リスクを低下させる〉

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。

〈生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす〉

② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り込む

〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

〈対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる〉

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

④ 実践と啓発を両輪として推進する

〈自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する〉

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

〈自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進する〉

わが国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。すべての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう広報活動、教育活動に取り組んでいく。

⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

第2章

西条市の現状と課題

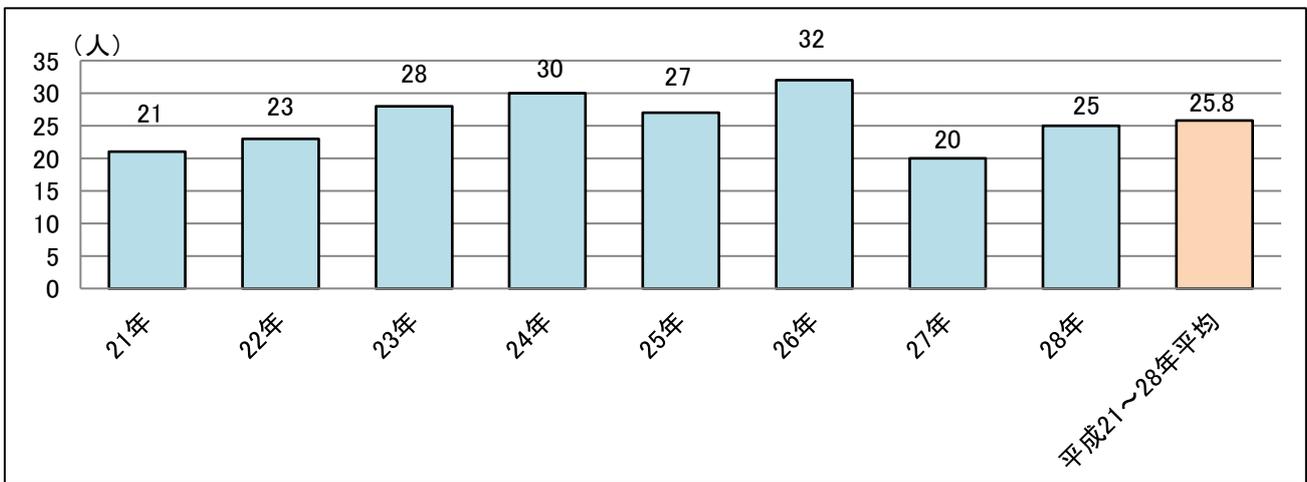


* 自殺の統計については、自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロフィールに基づいています。

1 自殺者の推移

厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によると、平成21年から28年までの西条市の年間自殺者数は20～30人前後となっています。(図1)

図1 西条市の自殺者数

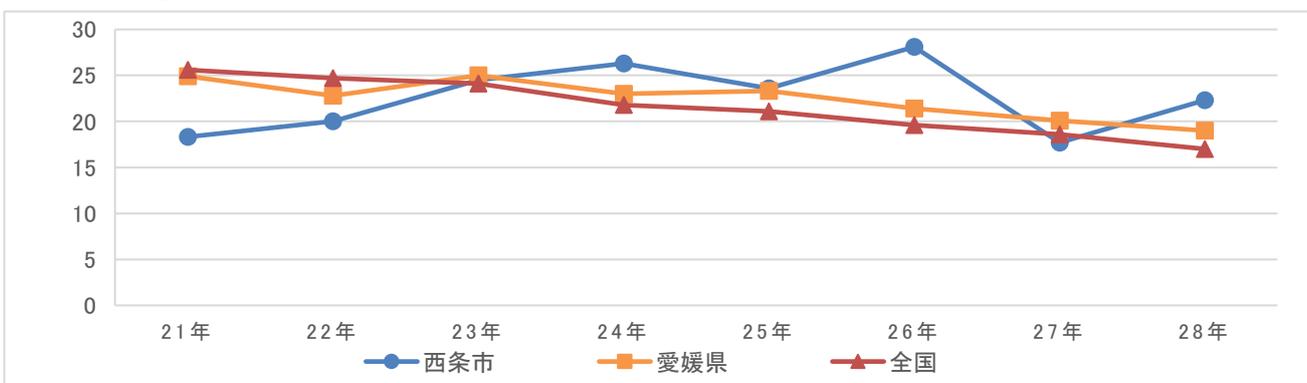


出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率(以下「自殺率」という。)は、全国や愛媛県と比べ、平成23年から高い傾向にあります。(図2)

人口10万対比

図2 自殺率の推移



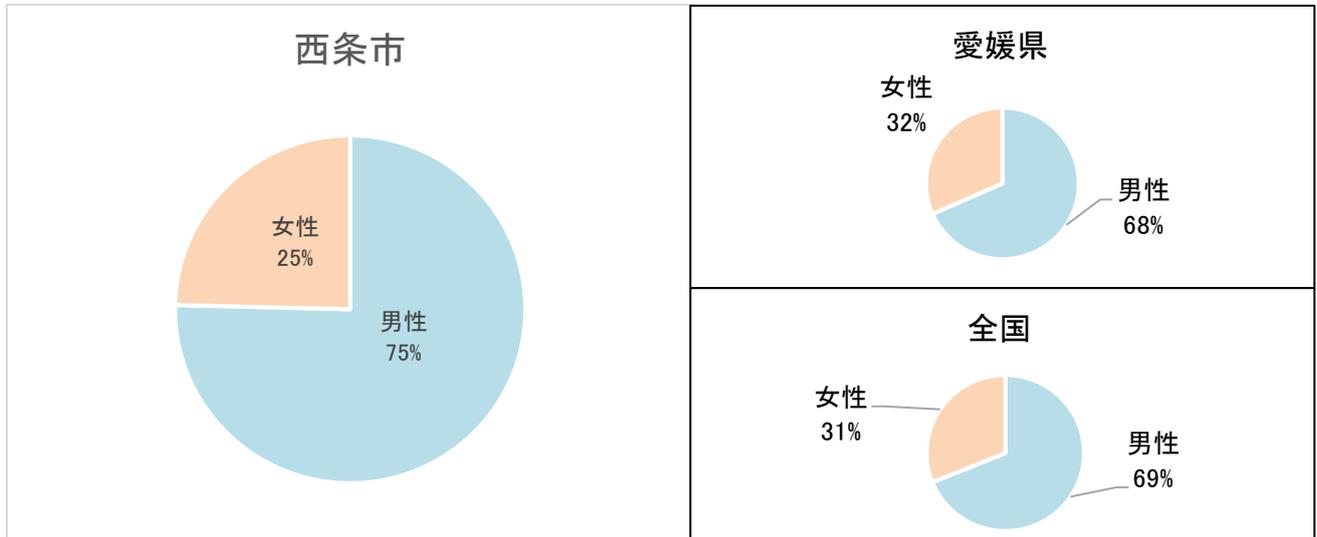
出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

2 性別・年齢別の特徴

性別の自殺者数の割合は平成24年から28年までの合算で見ると、男性は101人で75%、女性が33人で25%です。

愛媛県(男性68%、女性32%)や全国(男性69%、女性31%)と比べると、男性の割合が高い傾向にあります。(図3)

図3 性別構成割合



出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※平成24～28年の各年次確定値を合算

平成24年から28年までの合算で見ると、西条市の自殺者数が多い年代は、男性・女性共に、50歳代となっています。自殺率で見ると高い順に、男性では80歳以上(68.1)、50歳代(63)、30歳代(49.4)、女性では20歳代(20.3)、50歳代(19.3)、70歳代(16.6)となっています。(表1)

表1 年代別自殺者数と自殺率

平成24～28年		単位 自殺者数(人) 自殺率(人口10万対)								
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	
西条市	自殺者数	101	—	7	17	13	22	15	12	13
	自殺率	37.1	3.8	25.6	49.4	37.2	63.0	35.8	43.8	68.1
愛媛県	自殺者数	1,047	28	83	145	159	201	192	145	94
	自殺率	30.9	4.4	25.2	34.3	35.7	46.2	35.9	40.3	41.8

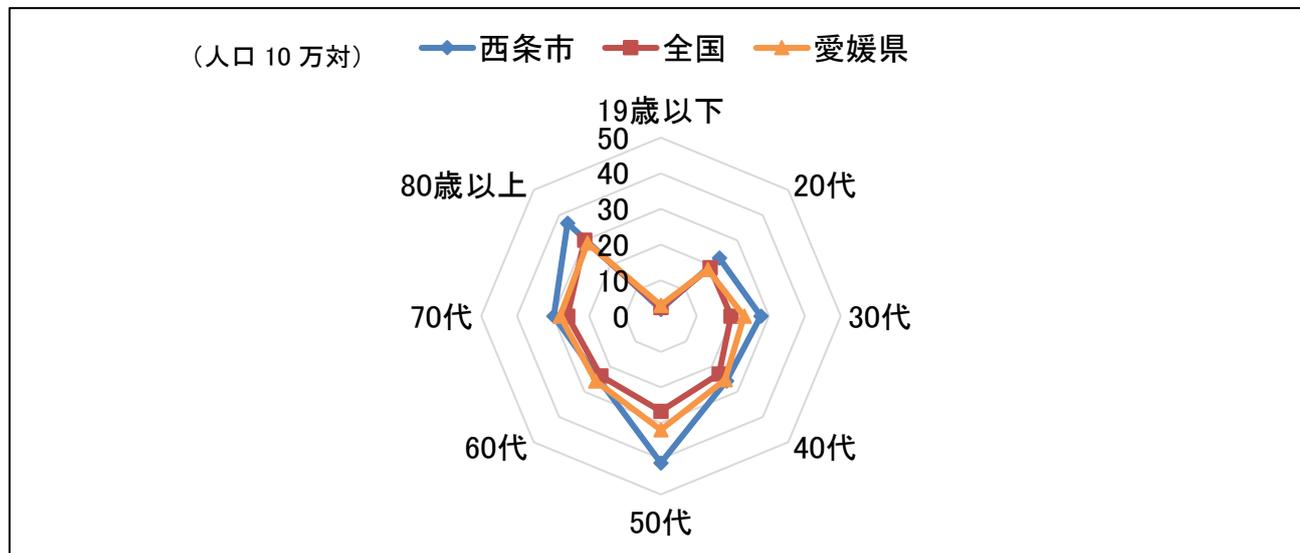
出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

平成24～28年		単位 自殺者数(人) 自殺率(人口10万対)								
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	
西条市	自殺者数	33	—	5	—	5	7	6	6	—
	自殺率	11.2	0	20.3	6.1	14.3	19.3	13.7	16.6	5.5
愛媛県	自殺者数	483	10	38	50	68	81	90	74	72
	自殺率	12.8	1.7	11.6	11.9	14.7	17.6	15.6	15.8	16.0

出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

年代別の自殺率を愛媛県や全国と比較すると、20代、30代の若者世代、50代、80歳以上の高齢者世代が高い傾向にあります。(図4)

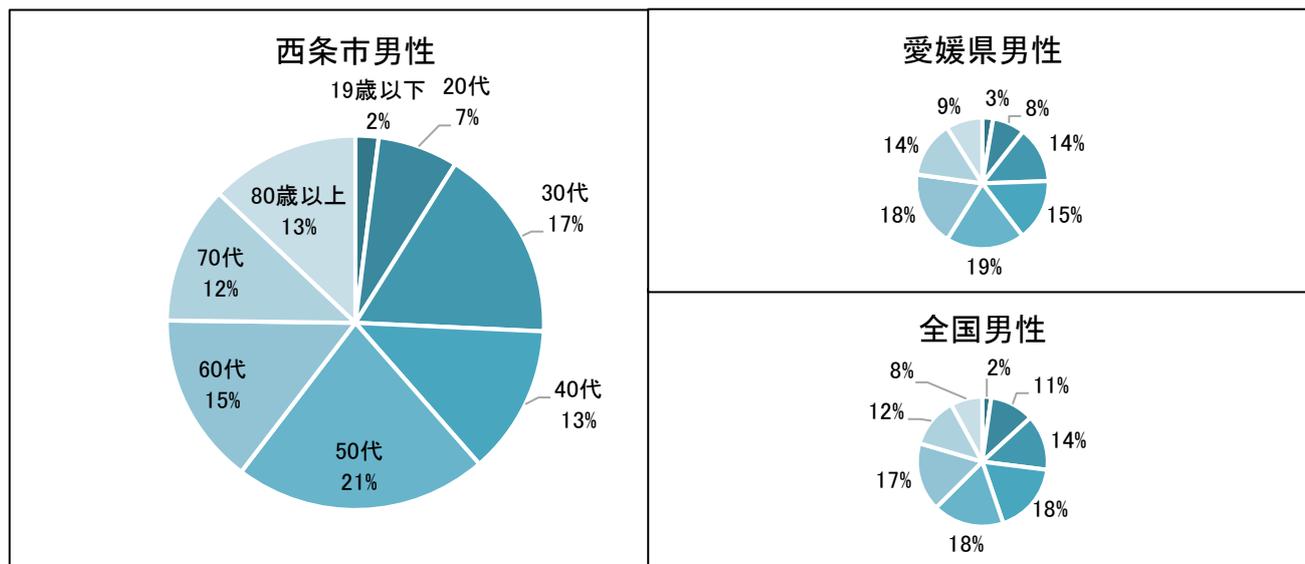
図4 年代別自殺死亡率(比較)



出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※平成24~28年の各年次確定値を合算

愛媛県や全国と比較すると、男性の死亡者の割合は80歳以上が高い傾向にあります。(図5)

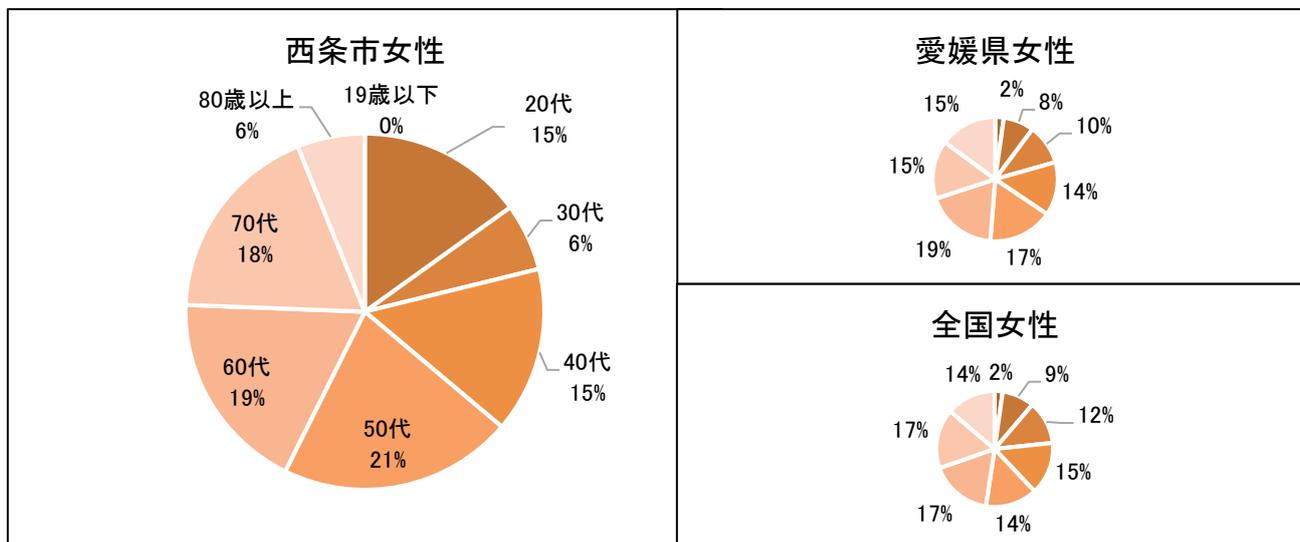
図5 男性年齢別死亡者割合



出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※平成24~28年の各年次確定値を合算

愛媛県や全国と比較すると、女性の死亡者の割合は20代、50代が高く、30代、80歳以上が低い傾向にあります。(図6)

図6 女性年齢別死亡者割合



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
 ※平成24～28年の各年次確定値を合算

3 勤務・経営の特徴

地域の自殺の特性の評価をみると、愛媛県に比べて無職者・失業者の割合が高くなっています。(表 2)

表 2 地域の自殺の特性の評価(平成 24～28 年合計)

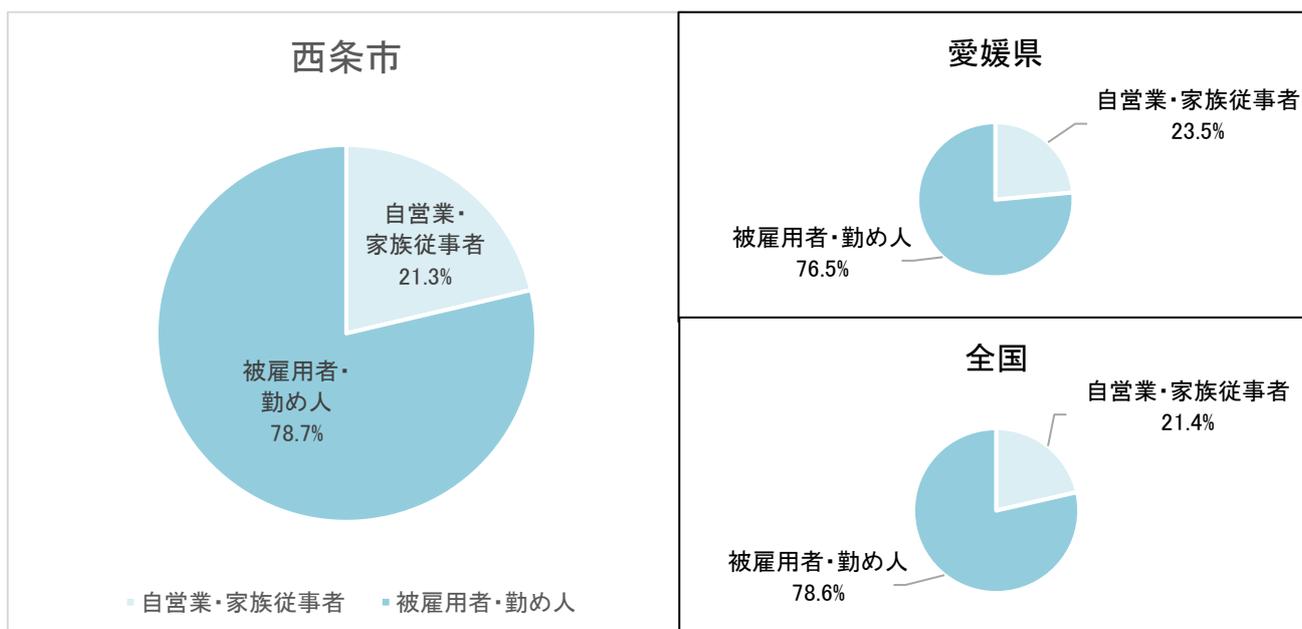
指標・ランク	西条市		愛媛県	
	数値	ランク	数値	ランク
勤務・経営	20.8	★	19.3	* *
無職者・失業者	64.6	★★	44.9	* *

ランクの標章	
ランク	
★★★ / ☆☆	上位 10%以内
★★ / ☆	上位 10～20%
★	上位 20～40%
—	その他
* *	評価せず

出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
特別集計にもとづく 20～59 歳を対象とした自殺率(10 万対)

勤務・経営の内訳をみると、愛媛県に比べて被雇用者・勤め人の自殺者割合が高くなっています。(図 7)

図 7 勤務・経営別自殺者割合

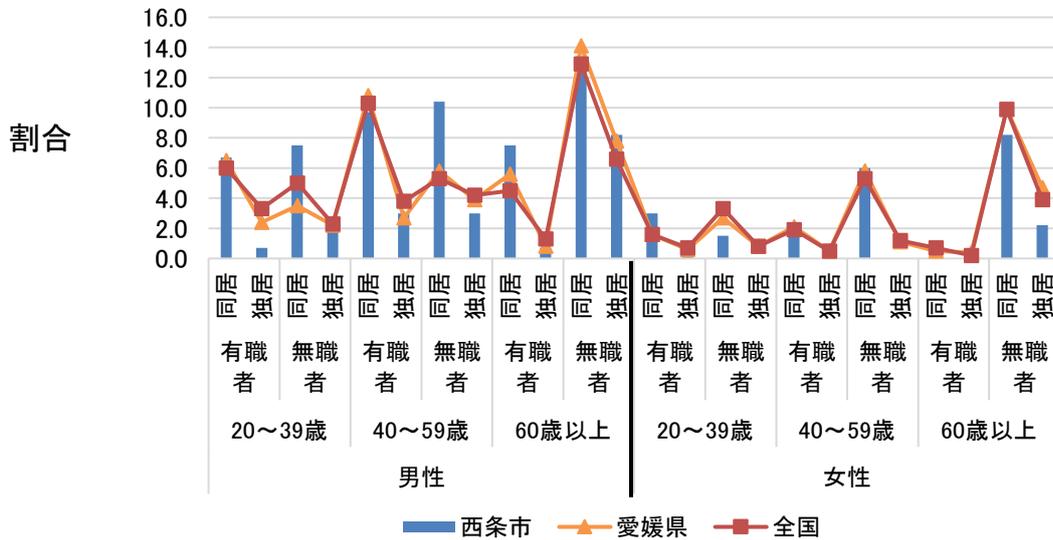


出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

4 性別・年代別の就労状態、同居人の有無

職業、同居別に自殺者の割合を愛媛県や全国と比較すると、男性 40～59 歳の無職者同居、男性 20～39 歳の無職者同居、男性 60 歳以上の有職者同居が高い傾向にあります。(図 8)

図 8 性別・年代別の就労状態、同居人の有無

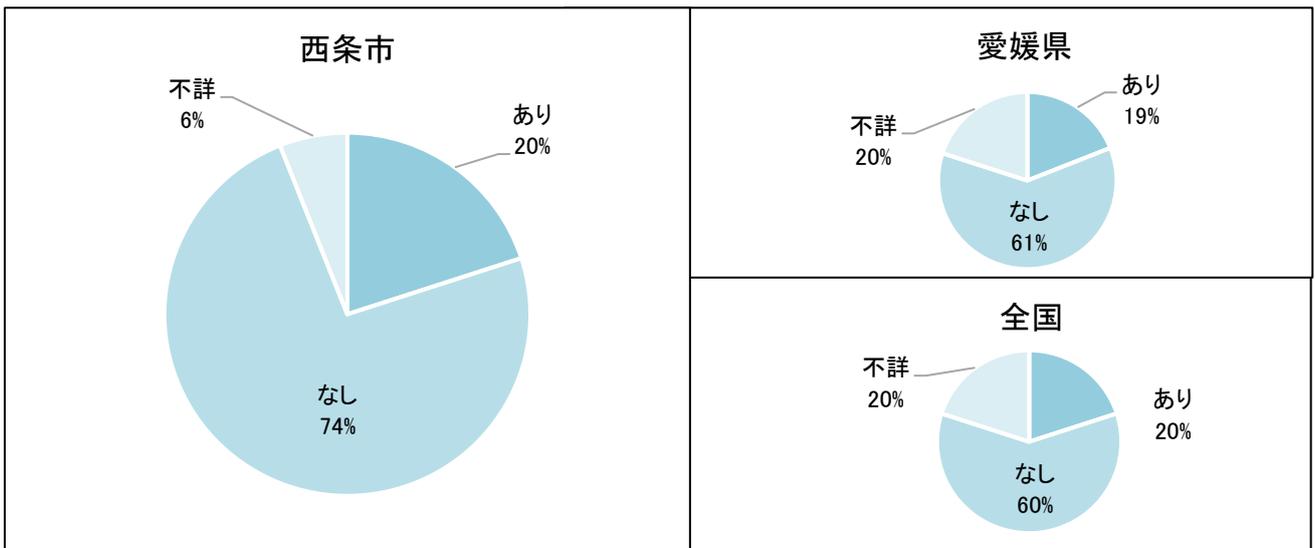


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※平成 24～28 年の各年次確定値を合算

5 自殺者における未遂歴の有無

平成 24 年から平成 28 年における西条市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、経験の有無が不詳だった人を除くと 20%となります。(図 9)

図 9 自殺未遂の経験の有無



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※平成 24～28 年の各年次確定値を合算

6 自殺の原因(危機経路)

地域における自殺の原因の基礎資料によれば、自殺の原因は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、さまざまな要因が複雑に関係しています。(表3)

表3 主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性60歳以上無職同居	18	13.4%	40.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性40~59歳無職同居	14	10.4%	284.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位: 男性40~59歳有職同居	13	9.7%	24.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 男性60歳以上無職独居	11	8.2%	145.2	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位: 女性60歳以上無職同居	11	8.2%	15.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

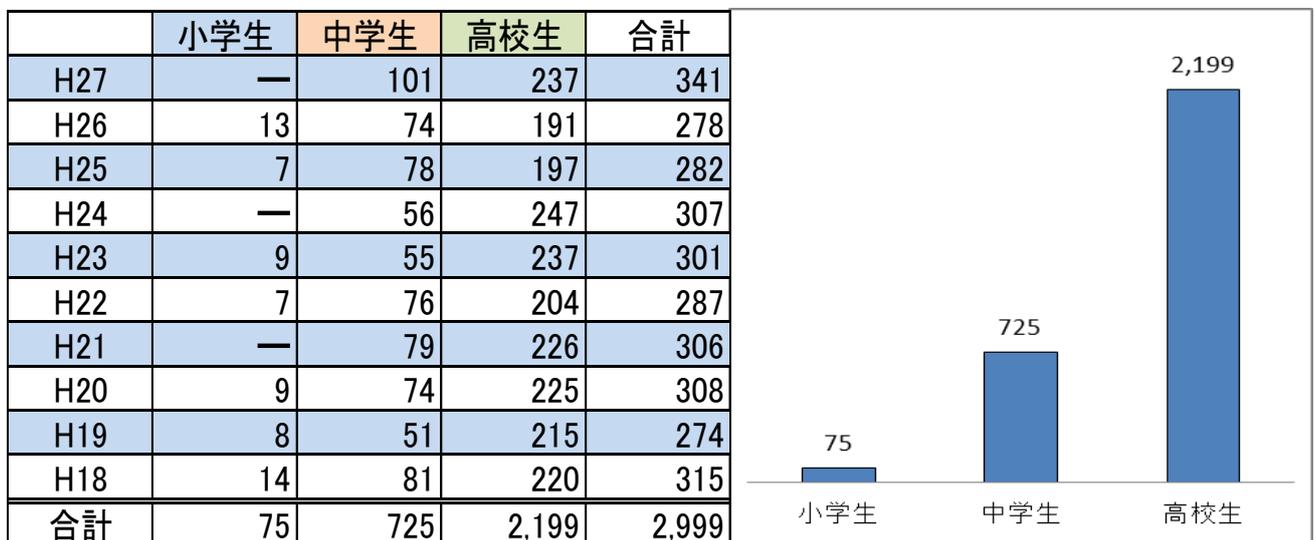
* 自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

7 若年層の自殺の現状

全国の小学生、中学生、高校生の自殺者数をみると、高校生の自殺者が圧倒的に多くなっています。(図10)西条市においても同様の傾向がみられます。

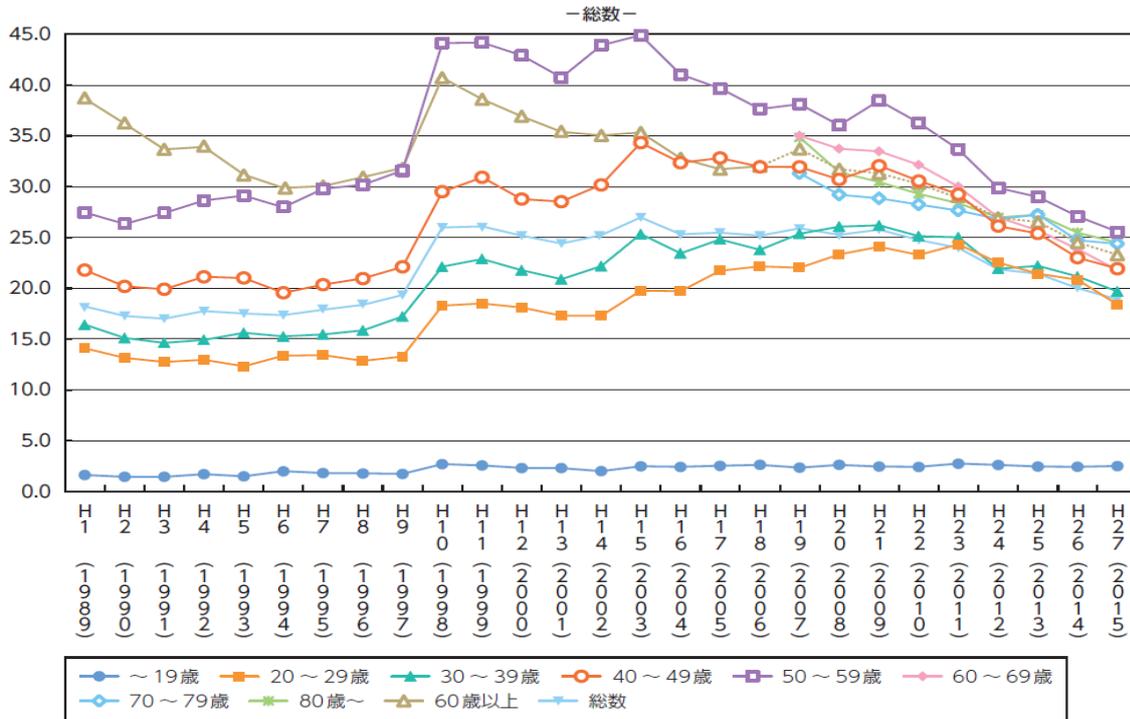
図10 全国の小中高校生の自殺者数の推移



出典:警察庁 自殺の概要 H18~27

年齢階級別自殺死亡率の推移をみると、ほとんどの年齢で死亡率は低下してきていますが、19歳までの年齢だけが横ばいとなっています。(図11)

図11 年齢階級別自殺死亡率の推移



出典：警察庁「自殺統計」、総務省「国勢調査」及び総務省「人口推計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

西条市の基本施策・重点施策・関連事業施策について

国(厚生労働省)は、ナショナル・ミニマム^{※1}として全国的に実施されることが望ましい自殺対策事業を基本施策とし、下記の5つをあげました。西条市もこれに則り、下記5つを基本施策として推進していきます。

基本施策(第3章)

基本施策1 住民への啓発と周知

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- 1) さまざまな職種を対象とする研修の実施
- 2) 市民を対象とした研修による人材育成
- 3) 学校教育に関わる職員の人材育成
- 4) 自殺対策従事者、関係者間の連携調整の担当者への心のケアの推進

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- 1) 居場所づくり
- 2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、平成29年7月25日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策については重点施策とし、推進することとされました。西条市の自殺者の年齢構成、就労状態などから、下記3つを重点施策として推進していきます。

重点施策(第4章)

重点施策1 高齢者対策

- 1) 包括的な支援のための連携推進
- 2) 地域における要介護者に対する支援
- 3) 高齢者の健康不安に対する支援
- 4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- 5) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者対策

重点施策3 勤務・経営対策

さらに、自殺未遂者や自死遺族等に対する支援について、必ずしも十分とはいえないことから、下記2つを関連施策事業として推進していきます。

関連事業施策(第5章)

関連事業施策1 自殺未遂者及びその親族等の支援

関連事業施策2 自死遺族等の支援

^{※1} ナショナル・ミニマム: 必要最低限の保障。自殺対策でいうところの全国どこでも受けられるべき支援のこと。

第3章

いのち支える自殺対策への取り組み

基本施策



基本施策1 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進することが必要です。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進します。

取り組み	内容【担当課・団体】
カード配布	自殺に対する基礎知識や相談窓口に関する名刺サイズのカードを様々な人の集まる機会に配布します。【健康医療推進課】
リーフレット配布	自殺に対する基礎知識や相談窓口に関するリーフレットを中学生や若年妊婦に配布します。【健康医療推進課】
図書館ロビー展	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、市内図書館で本や資料を紹介する特設コーナーを設置します。【健康医療推進課】
広報掲載	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、自殺に対する基礎知識や相談窓口について広報に掲載します。【健康医療推進課】
各種健康教育	メンタルヘルスに関する知識について、健康教育や出前講座など人が集まる機会をとらえて啓発に努めます。【健康医療推進課】

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、その他の関連領域の方、市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成など必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

そして、ゲートキーパーの役割を担う人が増えることで、生き心地のよい社会につながり、誰もが自殺に追い込まれることのない西条市の実現を目指します。

1) さまざまな職種を対象とする研修の実施

取り組み	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成講座	養成講座を通して、民生委員、健康づくり推進員、ケアマネージャー等がゲートキーパーの役割を担えるよう育成します。【健康医療推進課】
ゲートキーパースキルアップ講座	演習・グループワークを通して、ゲートキーパーのスキルアップを図るとともに、地域のネットワークの構築を図ります。【健康医療推進課】
ゲートキーパー交流会	演習・交流会を通して、ゲートキーパーのスキルアップと地域のネットワークの構築を図ります。【健康医療推進課】
自殺危機初期介入スキルワークショップ	演習・グループワークなどのワークショップを通して、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー等の専門職を対象に、自殺危機介入ができる人材を育成します。【健康医療推進課】

2) 市民を対象とした研修による人材育成

取り組み	内容【担当課・団体】
カウンセラー養成講座	地域や家庭の理解者、支援者を育成することを通して、心通い合う温かい人権文化のまちづくりを進めます。【人権教育課】
心のサポーター養成講座	人権相談にかかわる事例等を学ぶことを通して、適切な支援方法を身につけた助言者を育成し、支え合い、理解しあえる温かい人権文化のまちづくりを進めます。【人権教育課】

3) 学校教育に関わる職員の人材育成

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺危機初期介入スキルワークショップ	演習・グループワークなどのワークショップを行うことで、小中高等学校の教職員を対象に自殺危機介入ができる人材を育成します。【健康医療推進課】

4) 自殺対策従事者、関係者間の連携調整の担当者への心のケアの推進

取り組み	内容【担当課・団体】
自治体職員・教職員ストレスチェック	職員が自身の体や心の状態を確かめ、メンタルヘルス不調を未然に防止します。また、希望者には医師の面接指導を実施します。集団分析結果を通じて職場環境等を把握し、必要に応じて対応を行います。【職員課・学校教育課・健康医療推進課等】

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない西条市」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、市民などが連携・協同して自殺対策を総合的に推進する必要があります。

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺予防対策庁内連絡会	自殺に対する基礎知識と自殺対策事業について周知、自殺予防対策を検討します。【健康医療推進課】
児童生徒をまもり育てる協議会	各中学校区代表、生徒指導代表、警察、PTA連合会代表等が参加し、市内の子どもたちの健全育成や安全・安心な環境づくり等について協議します。【学校教育課】
新居浜・西条地域自殺対策検討連絡会	自殺予防に関して、関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、自殺対策事業を推進するために必要な事項を協議します。【愛媛県：西条保健所主催】
関係機関連絡会	精神疾患を持つ方を支援する関係機関（地域活動支援センター職員・就労継続支援施設職員・保健所・保健センター職員等）が集い、デイケアの活動内容、家族教室などの内容を協議します。【特定非営利活動法人 石鎚】
社会復帰推進連絡会	精神障がい者に関わる関係機関が必要に応じて集まり、地域の課題等について検討します。【愛媛県：西条保健所主催】
地域移行支援会議	愛媛県障がい者福祉計画に基づき、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域生活への移行促進を協議します。【愛媛県：西条保健所主催】
ひきこもり支援担当者連絡会	ひきこもり対策推進事業の一環として支援担当者（相談支援事業所職員・病院職員・地域活動支援センター職員・就労継続支援施設職員・専門学校等引きこもり支援従事者・保健センター職員等）が集い協議します。【愛媛県：西条保健所主催 西条市：健康医療推進課】
民間の相談機関 自主組織活動グループとの 連携	西条市は、当事者の力を生かした活動や支援者同士の支え合いを目的に、民間の相談機関や自主組織活動グループ（断酒会や障がい者家族会、その他当事者）との連携を強化します。【健康医療推進課】

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

1) 居場所づくり

取り組み	内容【担当課・団体】
西条市障がい者日中一時支援事業	障がい者及び障がい児の日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。【社会福祉課】
西条市タイムケアサービス事業	特別支援学校等に在学又は通学する障がい児の放課後、長期休暇及び休日における活動の場を提供します。【社会福祉課】
デイケア(さくらんぼハウス・くろーばー)	精神疾患や知的障がい等を持つ方に対し定期的に開催されているデイケアに保健師が参加し、相談の機会を設けます。【健康医療推進課】
さくら家族会支援	精神障がい者の家族同士が話せる場、集える機会としての家族会に対し、相談などの支援に努めます。【健康医療推進課】
ふれあい・いきいきサロン	高齢者、子育て家庭の親子、障がいのある方誰もが参加者となり、主体的に、ふれあいを通して生きがいづくり、社会参加を促進する地域の拠点づくりに努めます。【社会福祉協議会】

2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の分かりやすい発信

取り組み	内容【担当課・団体】
障がい者虐待の対応	西条市障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者の虐待、権利の侵害の防止とともに養護者の支援を行います。【社会福祉課】
西条市障がい者相談支援事業	西条市が委託した指定相談事業所が、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜の供与や権利擁護のために必要な支援を行います。【社会福祉課】

障がい者相談員による相談業務(身体・知的障がい者相談員)	西条市が委託した障がい者相談員による相談を行います。【社会福祉課】
西条市障がい者自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築を行います。【社会福祉課】
介護給付費・訓練等給付費	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、同行支援等)の給付を行います。【社会福祉課】
児童発達支援事業	児童発達支援かがやき園において、在宅の就学前児童に対し、リハビリ訓練や療育訓練を実施します。【社会福祉課】
西条市意思疎通支援事業	聴覚障がい者と他者との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。【社会福祉課】
西条市成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を支援します。【社会福祉課】
民生委員との連携	民生委員・児童委員、主任児童委員と関わる中で、様々な相談を受ける委員自身が一人で抱え込まないで、相談できる人(先輩委員や相談を引き継ぐ機関など)に話をしながら、委員活動をするように、月1回の定例会などで注意喚起を促します。【社会福祉課】
家庭児童相談室事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置します。【子育て支援課】
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方の相互援助活動を行うことを支援します。【子育て支援課】
DV・婦人相談事業	専門の相談員を配置し、女性が抱える全般的な相談に応じるとともに、DV被害者の相談や指導も行います。【子育て支援課】
母子父子寡婦自立相談事業	母子父子寡婦家庭の自立を図るため、専門の相談員(母子・父子自立支援員)を配置して相談に応じます。【子育て支援課】

ウイングサポートセンター 相談	来所していただいた方への日々の相談活動を行います。自殺に関係するような内容があれば、ただちに医療や児童相談所や保健センターなどの関係機関と連携します。【学校教育課・ウイングサポートセンター】
こころの相談日	精神科医師と保健師で来所された方の相談を行います。【健康医療推進課】
一般健康相談	相談窓口の普及啓発を図るとともに、相談しやすい環境整備をはかります。【健康医療推進課】
妊娠届出時相談	妊婦が産前を健康に過ごせるよう、支援を行います。【健康医療推進課】
こんにちは赤ちゃん訪問 産婦訪問	産婦が出産、産後を健康に過ごせるよう、エジンバラ産後うつ質問票を活用し、産後うつの早期発見・治療につなげるよう努めます。【健康医療推進課】
乳幼児相談会	相談窓口の普及啓発を図るとともに、相談しやすい環境整備をはかります。また、関係機関と連携し、乳幼児期から育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実を図ります。【健康医療推進課】

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標とした施策を推進します。

取り組み	内容【担当課・団体】
西条市いじめSTOP小・中学生会議	市内小・中学校の代表児童生徒を集めて会議を実施し、取り組み発表や意見交換を行います。参加児童生徒は、各校でいじめ撲滅の中心的リーダーとなって、いじめ防止等に向けた取り組みを推進します。【学校教育課】
ちょっと聞いて、教育長！ さいじょうこどもホットライン	市内小・中学校に通う児童生徒を対象に、教育長に直接つながる電話相談窓口を開設しています。【学校教育課】
リーフレット配布	自殺に対する基礎知識や相談窓口に関するリーフレットを中学生に配布します。【健康医療推進課】

評価指標

項目	現状(年度)	現状(数値)	目標値 目標年度2023 (H35)	備考
西条市自殺死亡率 [人口10万対]	2016 (H28)	22.3	減少させる	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
西条市の若年者(20～39歳)自殺率 [人口10万対(H24～28合計)]	2016 (H28)	26.0	減少させる	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
西条市の高齢者(70歳以上)自殺率 [人口10万対(H24～28合計)]	2016 (H28)	27.6	減少させる	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



第4章

いのち支える自殺対策への取り組み

重点施策



重点施策1 高齢者対策

高齢者の自殺は、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向にあります。

このことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図り、居場所づくり、社会参加の強化といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策を推進します。

1) 包括的な支援のための連携推進

取り組み	内容【担当課・団体】
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援を行います。【高齢介護課】
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を中心に、地域の多様な主体の活動を支援することにより、介護予防・生活支援サービスの体制整備を図ります。【高齢介護課】
地域ケア会議	民生委員などの地域の支援者を含めた多職種の専門的視点により、高齢者一人ひとりの支援の充実と、それに通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげます。【高齢介護課】

2) 地域における要介護者に対する支援

取り組み	内容【担当課・団体】
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者等を対象に、介護予防と生活支援を総合的に支援していきます。訪問型・通所型サービスや栄養改善と見守りを合わせた配食サービスに加え、多様な主体によるサービスを創出していきます。【高齢介護課】

在宅寝たきり高齢者介護手当支給事業	在宅寝たきり高齢者の介護者に対し、在宅寝たきり高齢者介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、積極的に支援を行い、広く市民の高齢者に対する理解を深めます。【高齢介護課】
家庭介護支援事業	家族を介護している介護者に、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等について正しい知識と技術を身につけてもらい、介護の負担軽減を図ります。【高齢介護課】
介護用品支給事業	在宅の高齢者等に紙おむつ等の介護用品を支給することにより、高齢者等に衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護者の肉体的及び経済的な負担の軽減を図ります。【高齢介護課】
徘徊高齢者位置検索サービス	位置情報検索ができる徘徊高齢者位置検索サービスを利用することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全確保に役立て、もって徘徊高齢者を在宅で介護する者の精神的負担の軽減を図ります。【高齢介護課】
認知症高齢者見守りネットワーク事業	徘徊の心配のある方の情報を事前に登録しておき、行方不明になった場合に「西条市安全・安心情報お届けメール配信システム」やICT(情報通信技術)等により、家族や警察だけでなく地域の皆さんで協力して行方不明者の早期発見・保護につなげます。【高齢介護課】
訪問理美容サービス事業	理美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅において理美容サービスを提供することにより、自立生活の支援及び介護する家族の負担を軽減します。【高齢介護課】

3) 高齢者の健康不安に対する支援

取り組み	内容【担当課・団体】
総合相談事業	支援が必要な高齢者とその家族のさまざまな相談に対し、関係機関と連携しながら必要に応じたサービスや情報の提供を行います。【高齢介護課】
認知症地域支援推進員活動	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症ケアパスの作成・普及、相談窓口の設置、認知症カフェの支援等を実施します。【高齢介護課】

認知症初期集中支援チーム	認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、認知症サポート医と専門知識を持つ保健師、社会福祉士、介護支援専門員等で構成された支援チームが、認知症の方やそのご家族を訪問し相談に応じます。病院受診やサービス利用、家族への支援など初期支援を包括的・集中的に行います。【高齢介護課】
--------------	--

4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取り組み	内容【担当課・団体】
認知症サポーター養成講座	地域の人に認知症についての正しい知識の普及啓発を目的に、地域や職場において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。【高齢介護課】
老人クラブ助成事業	高齢者自らの手で自らの幸せを高めるとともに、家庭の幸せも進めるのに役立つ活動を行う老人クラブ活動への助成をします。【高齢介護課】
屋内ゲートボール場管理運営事業	生涯スポーツの推進、高齢者の生きがいづくり、コミュニティ育成等、地域福祉の向上を図ります。【高齢介護課】
創作の家管理運営事業	各種教室の開催を通して高齢者の生きがいを醸成します。【高齢介護課】
西条(東部・西部・南・北)地域交流センター管理運営事業	各種教室の開催、健康推進室の開放等とおし、高齢者だけでなく三世代交流を促します。【高齢介護課】
敬老事業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝し、高齢者に精神的安定と自覚を与え、広く市民が老人の福祉について関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるために敬老会を開催します。【高齢介護課】

<p>高齢者ネットワーク事業 (見守り推進員・独居高齢者友愛郵便事業)</p>	<p>在宅の一人暮らし高齢者が安心して生活できるよう、地域住民と一体となって見守る体制を形成し、ニーズ発見からサービス提供へと結びつけるとともに、生活・身上等の相談・助言・指導を行うことにより、不測の事故・火災の防止・孤独感の解消を図ります。【高齢介護課】</p>
<p>高齢者労働能力活用事業</p>	<p>長く培ってきた職業的経験や能力を活かしたいと望む健康な高齢者に、働く場を提供することにより社会参加を促進し、生活感の充実・健康保持の発展に寄与しようとするシルバー人材センターに運営費補助金を交付することにより高齢者の雇用対策、生きがいの充実や地域社会の活性化を図ります。【高齢介護課】</p>
<p>配食サービス事業</p>	<p>一人暮らし高齢者に対し、訪問による定期的な食事の提供により安否確認を行うことで社会的孤立感を解消し、食生活の改善及び健康並びに福祉の増進を図り、自立支援を行います。【高齢介護課】</p>
<p>高齢者生きがいと健康づくり推進事業</p>	<p>高齢者の豊かな知識を活かし、地域の各団体の参加と協力のもと、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対し各種事業を実施することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ります。【高齢介護課】</p>
<p>地域住民グループ活動支援事業</p>	<p>一人暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長など介護予防に資する活動をボランティアで行う地域住民グループを育成します。【高齢介護課】</p>
<p>生きがい活動支援通所事業</p>	<p>施設への通所によって各種サービスを提供することにより、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ります。【高齢介護課】</p>
<p>いきいき百歳体操教室</p>	<p>65歳以上のすべての高齢者を対象に、筋力アップや口腔機能の向上、認知症の予防などを目的とした体操を公民館や保健センターで行い、要介護状態にならないよう状態の改善、自立に向けた支援を行います。【高齢介護課】</p>

高齢者つどいの場 (高齢者カフェ)	高齢者の方が、地域や近隣の方と自由にふれあえる場所で、体操や手芸、脳トレやゲームなどのレクリエーションを行ったり、相談できたりします。社会的孤立感の解消及び自立した生活の助長を図ります。【高齢介護課】
----------------------	--

5) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

取り組み	内容【担当課・団体】
外出支援サービス事業	心身の障がいにより車いすを利用している高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所・医療機関等との間を移送し、もって当該高齢者等の生活支援及び家族の負担軽減を図ります。【高齢介護課】
成年後見制度利用支援事業	認知症などの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、尊厳が損なわれたりすることのないように支援する制度です。【高齢介護課】
老人保護措置事業	身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な者に対し、養護老人ホームへ入所措置を行います。【高齢介護課】
軽度生活援助事業	軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。【高齢介護課】
権利擁護事業	虐待を受けたり、悪質商法の被害に遭うなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して権利擁護のための支援を行います。【高齢介護課】
緊急通報装置設置事業	独居高齢者に対し緊急時に隣人等へ通報可能な機器を設置することにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。【高齢介護課】

重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者対策

生活困窮者の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働、介護など多様な問題を複合的に抱えることが多く、自殺リスクの高い傾向にあります。

生活困窮者支援対策は、関係機関が連携しながら包括的な生きる支援を図っていきます。

取り組み	内 容【担当課・団体】
生活保護援助事業	生活保護法に基づき、要保護者に対し困窮度に応じて必要な保護を行います。【社会福祉課】
行路困窮者措置費法外援助事業	旅費に困窮している行路人に交通費を支給します。また、行旅死亡人の死体処理及び関係機関への身元照会を行います。【社会福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (生活困窮者自立相談支援事業)	生活困窮者に対し就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行います。【社会福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給します。【社会福祉課】
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業)	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援員による学習支援や進路相談等を実施します。【社会福祉課】
無料法律相談	弁護士による相談を行います。【市民生活課】
一般市民相談	職員による相談を行います。【市民生活課】
消費生活相談	消費生活に関する相談や、啓発活動を行います。【市民生活課】
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給をします。【子育て支援課】
母子生活支援施設管理運営事業	日常生活に困っている母子家庭またはこれに準ずる事情のある母子等を入所させて保護し、子育てや就職活動の助言をしながら、生活の自立に向けて総合的な支援を行います。【子育て支援課】

重点施策3 勤務・経営対策

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられています。勤務・経営に関する自殺対策は、働き方改革の諸施策との連携を図りながら進めていく必要があります。

有職者の自殺率は無職者に比べて低い状況にありますが、全自殺者の2割近くが有職者で、その内訳は被雇用者・勤め人が全体の8割、自営業・家族従業者が全体の2割となっています。

取り組み	内容【担当課・団体】
健康診査・特定健診・がん検診	国民健康保険加入者や労働者に対して健康診断を行い、市民の心身の健康の保持増進に努めます。【健康医療推進課】
特定保健指導・一般健康相談	効果的な保健指導の実施を促進し、心身の健康保持を図ります。【健康医療推進課】
各種健康教育	メンタルヘルスに関する健康教育や中小企業への出前講座により自殺対策を推進します。また、相談窓口の普及啓発を図るとともに、相談しやすい環境整備を図ります。【健康医療推進課】
協会けんぽ協定	市民が元気で活気ある生活の中で、こころ豊かな人生を送るため、また、企業活力を向上させ、地域活力を維持することを目的に、協会けんぽと協定を結び連携を図ります。【産業振興課・健康医療推進課】

第5章

いのち支える自殺対策への取り組み

関連事業施策



関連事業施策1 自殺未遂者及びその親族等の支援

自殺未遂者は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外に選択肢が考えられない状態に陥ってしまい、その結果、焦りや不安が強まり、自殺行動に至ったと考えられています。

自殺未遂者は再び自殺を図る危険性が高いことから、確実に相談機関につなげ、関係機関が連携して自殺未遂者が抱える問題等の解消を支援し、再び自殺を図ることがないよう見守っていくことが必要です。

取り組み	内容【担当課・団体】
自殺未遂者及びその親族等への心のケアの充実	自殺未遂者及びその親族等に対し、県と連携しながら受けやすい相談体制づくりに努めます。【健康医療推進課】
救急医療機関との連携強化	県が実施する、自殺未遂者及びその親族等への支援と自殺の再企図防止のための救急医療機関の役割に関する研修会に参加し、連携強化を図ります。【東・西消防署・健康医療推進課】
	各医療圏域の救急医療機関と連携を図り、自殺未遂者及びその親族等が、救急医療機関を通じて適切な相談窓口につながる連携体制の構築に努めます。また、自殺予防対策庁内連絡会で話し合い、協議連携していきます。【東・西消防署・健康医療推進課】
関係機関による連携ネットワークの構築	県及び民間団体等、それぞれの機関が自殺未遂者等を適切な医療や相談機関につなぐことができるよう連携を促進します。【健康医療推進課】
	県と西条市は、医師会等と協力し、救急医療機関と精神科医との連携システムの構築を図ります。【健康医療推進課】
若年層の特性に配慮した支援の実施	教育機関等と連携を図り、学校、家庭などで自殺未遂者等に対して包括的な支援に取り組みます。【教育委員会・健康医療推進課】

中高年層の特性に配慮した支援の実施	県や各機関と連携を図り、職場、家庭、地域等において自殺未遂者等を包括的に支援できるように取り組みます。【健康医療推進課】
高齢者層の特性に配慮した支援の実施	自殺未遂者が地域で孤立しないような地域のコミュニティの育成と地域で見守る体制づくりの支援に取り組みます。また、民生委員や身近な地域住民が問題を抱えた自殺未遂者及びその親族等を把握した際に、確実に相談機関へつなげるようにするほか、必要に応じ、地域の関係機関の連携により、民生委員やその他ボランティア等、地域の関係者で見守ることができるような体制の整備をすすめます。【高齢介護課・社会福祉課・健康医療推進課】
うつ病などの精神疾患の疑いのある自殺未遂者及びその親族等への支援	一般内科等のかかりつけ医療機関と精神科医療機関の連携を図るほか、保健所の家庭訪問や各相談事業などと連携して継続的な支援を行います。【健康医療推進課】
生活困窮状態の自殺未遂者及びその親族等への支援	生活困窮者自立支援機関との連携を図り、家庭訪問や各相談事業などを通して継続的な支援に努めます。【社会福祉課・健康医療推進課】

関連事業施策2 自死遺族等の支援

身近な方を自殺で失うという体験は、自死遺族等に対し、心理的、社会的、経済的に極めて深刻な影響を及ぼします。

社会の偏見や周囲の誤解をおそれ、辛い思いを周りに話すこともできずに一人で苦しみ、地域や社会から孤立し、自分を責めて追い込んでしまうことのないよう、現実と向き合う時間と空間を十分考慮しつつ、寄り添い、見守る存在が身近にいる環境づくりが必要です。

取り組み	内容【担当課・団体】
自死遺族等への総合的な支援の充実	自死遺族等の負担の軽減を図るため、相談窓口等の情報、同じ立場の人と出会い、分かち合いの場となる「自死遺族のつどい」の開催等の情報提供に努め、心理的苦痛の緩和を図ります。そして、自死遺族等の相談に対して、適切な支援が提供できるよう、相談体制の整備を図ります。【健康医療推進課】
関係機関との連携と支援	警察などの関係機関と連携を図り、自死遺族等が望む支援ができるよう情報提供します。また、支援を行う民間団体との連携を強化し、民間団体の活動の充実を支援します。【東・西消防署・健康医療推進課】
遺族支援に関する人材育成	支援や対応に携わる関係者として、相談対応技能を高める研修に参加し、支援者自身の心の健康を保つためのセルフケア技能の向上を図ります。【健康医療推進課】

第6章

自殺対策の推進体制



第6章

自殺対策の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

2 推進体制

自殺対策を推進するため、関係機関や関係団体等と連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

3 進行管理

本計画の取り組み状況については、西条市自殺予防対策庁内連絡会が把握し、計画の適正な進行管理に努めます。

図 12 西条市の連携・協力体制

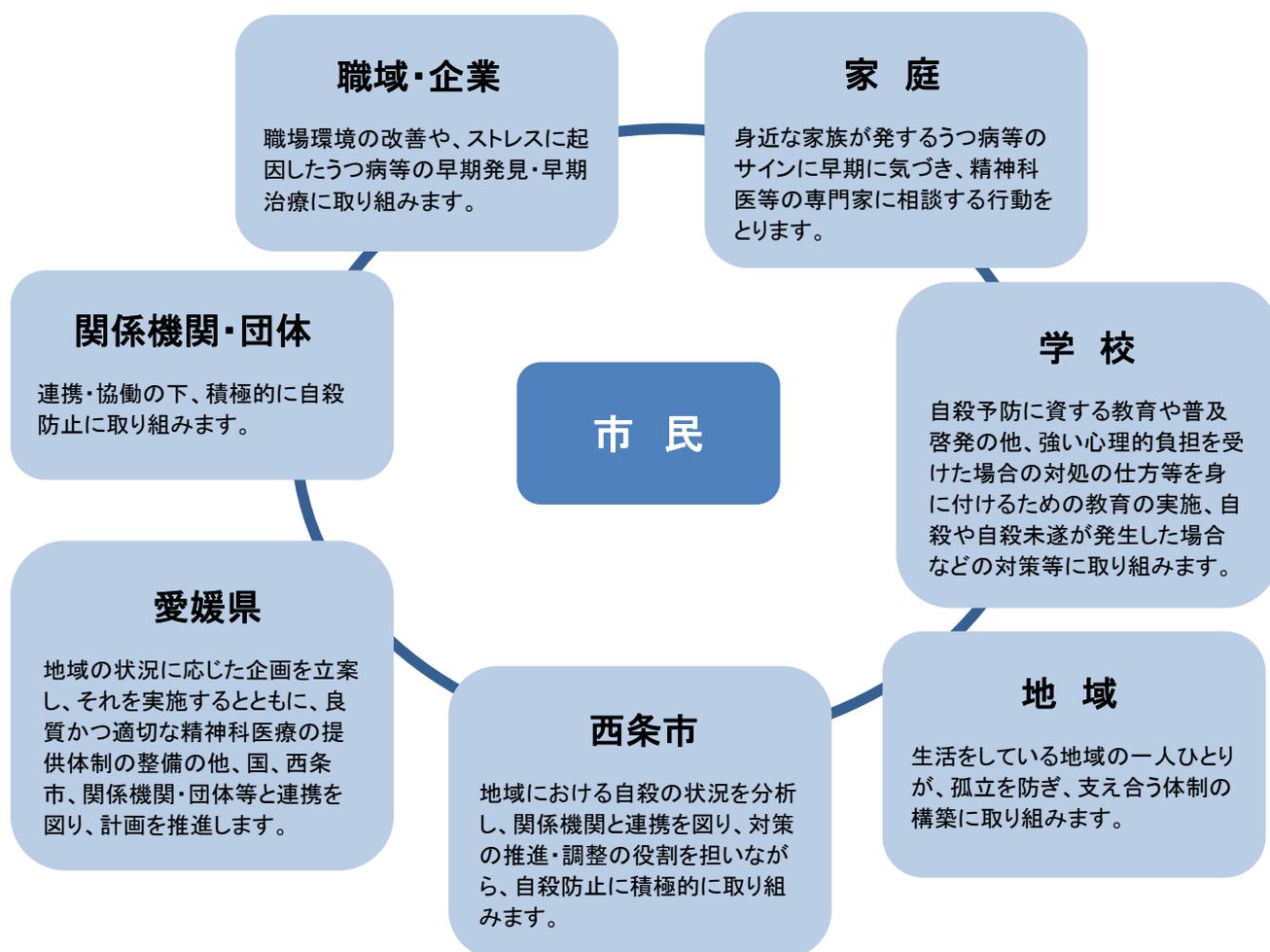
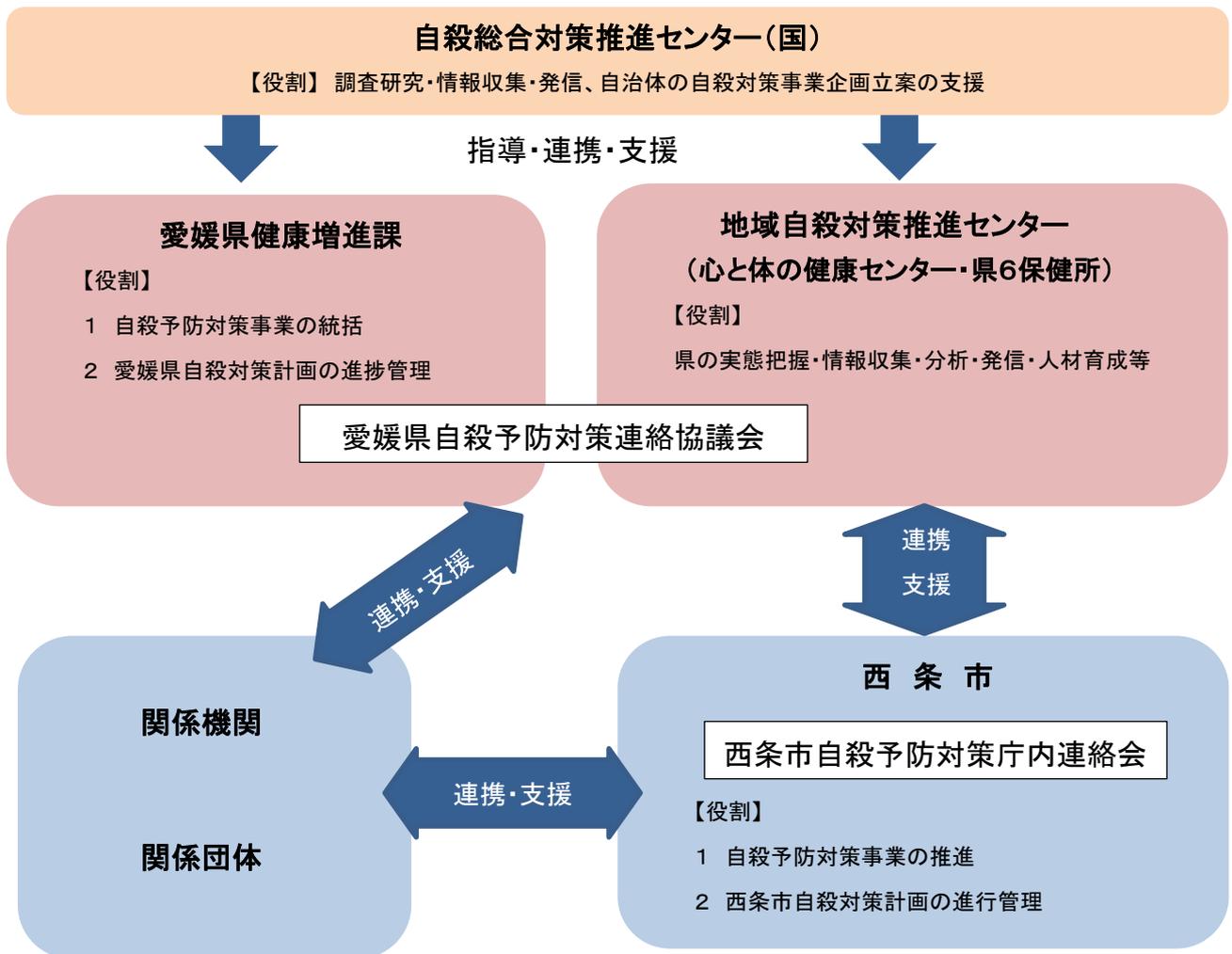


図 13 西条市自殺対策の推進体制



西条市自殺予防対策庁内連絡会名簿

平成31年3月現在

部名	課名	係名
総務部	職員課	人事研修係長
市民環境部	市民生活課	生活相談係長
教育委員会 指導部	学校教育課	学務係長
		指導係長
		発達支援係長
教育委員会 管理部	社会教育課	社会教育係長
	人権教育課	人権教育係長
消防本部	東消防署	救急係長
	西消防署	救急係長
産業経済部	産業振興課	産業人財係長
保健福祉部	子育て支援課	子育て支援係長
		女性係長
	高齢介護課	長寿・いきがい対策係長
		包括支援係長
	社会福祉課	総務福祉係長
		障がい者福祉係長
		援護係長
	健康医療推進課	健康医療推進課長
		健康医療推進課主幹
		地域医療係長
		母子保健係長
		成人保健係長
成人保健係		

西条市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない西条市の実現を目指して～

平成 31 年 3 月

発行 西条市

793-0041 愛媛県西条市神拝甲 324 番地 2

編集 保健福祉部 健康医療推進課



愛媛県西条市

